

運転経歴証明書の住所等の変更

運転免許証と同じく、住所や氏名等の記載事項を変更することができます。

■ 変更ができる方

現住所が広島県内にあり、住所、氏名の記載事項の変更を行う方

※ マイナ経歴証明書のみをお持ちの方で、住所変更等ワンストップサービスの利用開始手続きをされている方は、住所・氏名・生年月日を変更された際、自治体に届出をすれば、警察への届出が不要となります。

■ 受付場所

○広島県運転免許センター（広島市佐伯区）1階 10番窓口

○広島県東部運転免許センター（福山市瀬戸町）1階 3番窓口

○県内の各警察署の交通課

（竹原署大崎上島分庁舎、呉音戸分庁舎、尾道署因島分庁舎、山県署千代田交番、福山北署油木交番、庄原署東城交番でも可。）

■ 受付日時

○各運転免許センター

・日曜日～金曜日 8時30分～17時00分

○各警察署上記の分庁舎・交番

・月曜日～金曜日 9時00分～12時00分/13時00分～16時00分

※ いずれも休日および12月29日～1月3日の間を除きます。

■ 手数料

無料

■ 必要なもの

- ※ マイナ経歴証明書をお持ちの方は、マイナンバーカードの券面上に記載された住所・氏名が新しい住所・氏名になりますので、お住まいの自治体で変更後に手続きをしてください。必ずマイナ経歴証明書（運転経歴証明書をお持ちの方は両方）を持参してください。マイナ経歴証明書をお持ちでない方の必要なものは下記のとおりです。

日本国籍の方

● 住所変更に必要なもの

- ・運転経歴証明書
- ・新しい住所が確認できるもの（マイナンバーカード、住民票の写し（コピー不可）、健康保険の資格確認書、郵便物等）

● 氏名変更に必要なもの

- ・運転経歴証明書
- ・住民票の写し（コピー不可、6 か月以内のもの）又はマイナンバーカード

外国籍の方

● 住所変更に必要なもの

- ・運転経歴証明書
- ・新しい住所が確認できる次のうちいずれか 1 点
 - 在留カード
 - 特別永住者証明書
 - 外国人の特定事項（国籍や在留資格等）が記載された住民票の写し（コピー不可、交付日から 6 か月以内のもの）

● 氏名変更に必要なもの

- ・新しい氏名が確認できる次のうちいずれか 1 点
 - 在留カード 及び マイナンバーカード
 - 特別永住者証明書 及び マイナンバーカード
- ※ 在留カードのみ、特別永住者証明書のみでは手続きできません。
- 外国人の特定事項（国籍や在留資格等）が記載された住民票の写し（コピー不可、交付日から 6 か月以内のもの）

■ 留意事項

・変更する記載事項を運転経歴証明書の裏面ではなく、表面に表記したい方は、運転経歴証明書の再交付手続き（平日のみ）を行ってください。ただし、手数料がかかります。

■ お問合せ先

広島県警察本部交通部運転免許課 免許第三係

Tel:082-228-0110（代表） 内線:703-226～228

月～金（休日を除く）8:30～17:00 までの間 ※12月29日～1月3日の間を除きます。